

石綿濃度測定計画届出書作成ガイド

1. 対象者

対象： 特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等で、当該建築材料の使用面積の合計が50m²以上である特定工事の元請業者及び自主施工者
（その他、「市長が必要と認めるとき」は測定が必要となりますが、具体的には、やむを得ず通常の作業ができず、代替方法により作業を行う場合等を想定しています。）

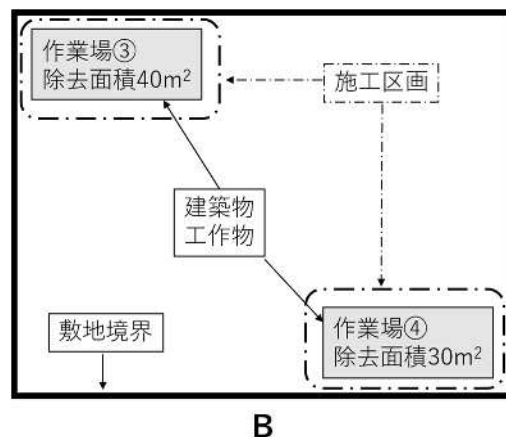
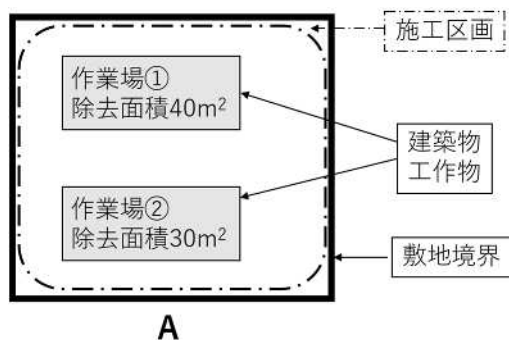
◎使用面積(除去面積)の考え方について

施工区画内で除去するアスベストの合計面積。

（施工区画：敷地境界又は建築物の解体等業務に従事しているもの以外の者の立入を禁止した区画の境界）

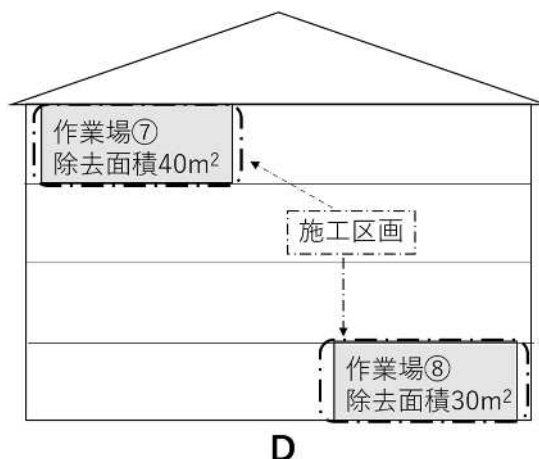
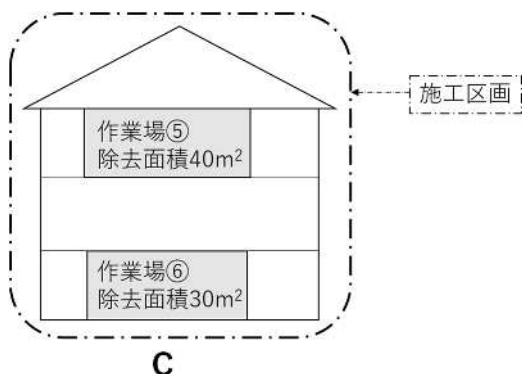
○作業場が複数ある場合は、施工区画ごとに除去等を行う吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の面積を合算し、その値が50m²以上ある施工区画について濃度測定を行ってください。

●例① 同一敷地内に複数の作業場がある場合



Aの場合は施工区画内の除去面積が50m²以上になるため、**届出が必要**です。Bの場合はいずれの施工区画においても除去面積が50m²未満であるため、**届出は不要**です。

●例② 同一建物内に複数の作業場がある場合



Cの場合（主に解体工事）は施工区画内の除去面積の合計が50m²以上になるため、**届出が必要**です。Dの場合（主に改修工事）はいずれの施工区画においても除去面積が50m²未満であるため、**届出は不要**です。

○なお、B、Dのパターンでも必要があると認める時は、測定の実施を求めることがあります。

2. 届出事項(詳細はガイドライン「12.4 石綿濃度の測定計画の届出」を参照)

e-KAWASAKI によるオンライン申請が可能です。添付資料はアップロードできます。紙で提出する場合は以下の様式を利用し、添付資料と併せてご提出ください。

提出書類	内容
石綿濃度測定計画届出書 (第 25 号様式の 4)	測定日・測定位置・測定者名など。記載例は別紙 1 を参照してください。

参考として、以下の資料を添付してください。

① 測定地点の見取図

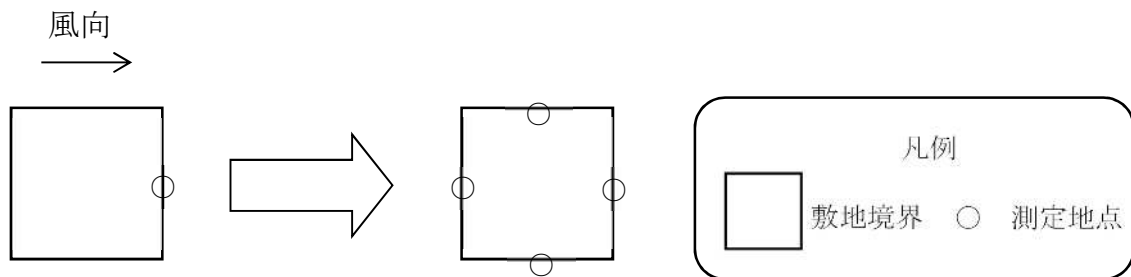
建築物等と測定地点の位置関係がわかるもの。ただし、「測定地点の位置関係」は、測定地点を測定時の風向を考慮して決定する場合は、測定機器をおくことが想定される範囲を記載すること。

◎測定地点について

測定時期	測定場所
作業の開始前・完了後	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の 1 地点
作業期間中	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下の 2 地点並びにその主たる風向に対し垂直な 2 地点

○風下地点の設定が困難である場合

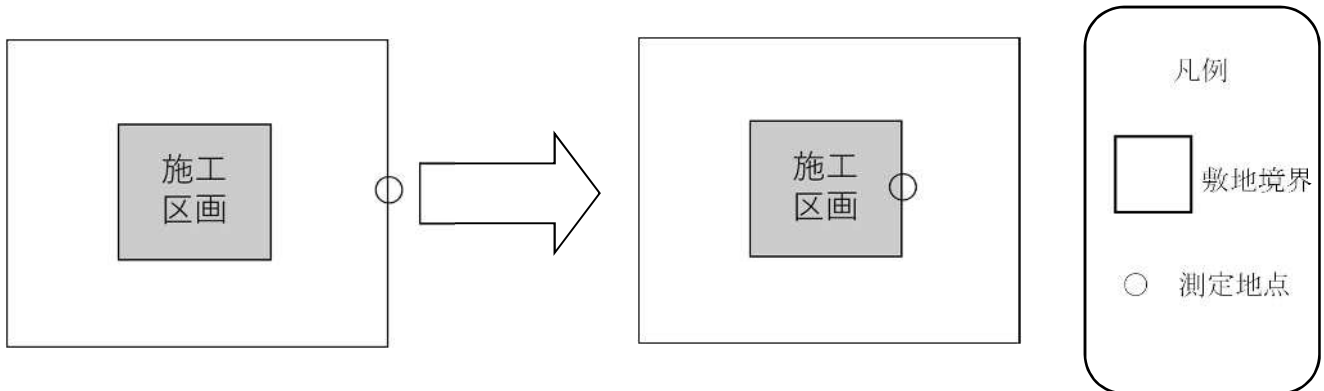
上記以外の方法であっても、上記に示した以上の測定地点数であり、かつ、周囲の状況を考慮しアスベストの飛散状況の確認が確実にできるとみなすことができる方法であれば、その他の方法で測定してもかまいません。例えば、作業前後は風下 1 地点で測定する代わりに敷地境界の 4 方向 4 地点で測定するなどが考えられます。作業中については、集じん・排気装置を設置する場合は、風下 1 地点を含む 4 地点で測定する代わりに敷地境界 4 地点と集じん機排出口付近や前室入り口付近で測定する、グローブバックを使用する場合は、風下 1 地点を含む 4 地点で測定する代わりに敷地境界 4 地点と除去作業箇所付近で測定するなどが考えられます。



風下 1 地点の代わりに敷地境界 4 地点で測定する例

○特定粉じん排出等作業場と敷地境界の距離が離れている場合

工事の対象となる建築物等の敷地が広く作業場と敷地境界が離れている場合、作業場と敷地境界の間に当該工事と関係のない人が居住、就業している場合、作業場と敷地境界の間を不特定多数の人が通過する場合などは、**敷地境界ではなく、施工区画の境界付近で測定**してください。



施工区画と敷地境界が離れている場合に、施工区画境界で測定する例

◎測定回数について

	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金
作業	←→		←→													←→			
	足場・養生設置		石綿除去（休日も含む）													養生撤去 清掃			
測定	●前			●中			休日			●中				休日		休日 ○(中)	●中		●後

測定時期	測定回数
作業の開始前・完了後	それぞれ1回
作業期間中	1回以上 (作業期間が6日を超える場合は6日までごとに1回)

○測定日の設定

- ・作業期間中の測定の1回目は、原則として**初日**に実施してください。
- ・作業期間には、休日等で作業を中断する日も含みます。
- ・作業再開の日が前回の測定から6日以上となる場合は、作業を再開した日に測定を実施してください。
- ・「除去作業日数（休日等で作業を中断している日を含む）を6で割り、整数値に切り上げた数値」以上の回数、測定を実施してください。
(例 作業日数6日間の場合は1回、作業日数7日間の場合は2回、測定を実施する。)

② 測定方法を示す資料

- ・試料採取条件や分析方法がわかるような資料を添付してください。

3. 届出期限

以下の例を参考に、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、事前調査結果届出書及び特定粉じん排出等作業実施届出書と併せて提出してください。

<届出期限の例> (中 14 日で数えます。)

	日	月	火	水	木	金	土
届出期限 (例 1)			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	<u>11</u>	12
	13	<u>14</u>	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	<u>28</u>	<u>29</u>	30	31		

届出期限 (例 2) (金 4)

作業開始日 (例 2) (日 28)

作業開始日 (例 1) (火 29)

なお、届出期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の前日を届出期限とします。
(例 1：上記カレンダーで作業開始日が 29 日の場合は、14 日が届出期限になります。)
(例 2：上記カレンダーで作業開始日が 28 日の場合は、11 日が届出期限になります。)

提出・連絡先

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/abad7d62-6fa9-44ab-9d93-95dda7c682b6/start>



紙で提出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

川崎市役所 本庁舎 20F 環境局環境対策部環境対策推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1
電話：044-200-2526
FAX：044-200-3921
メール：30suisin@city.kawasaki.jp